

令和3年私学法改正

& コロナの最新情報

※2ヶ月間は何回でも視聴できます！！

プログラム

1. 令和3年3月1日施行 私立学校法改正

- 役員が損害賠償責任を負うのはどのような場合か
 - 学校法人による補償契約（いわゆる会社補償）
 - 役員賠償責任保険（D&O保険）の実務対応
 - 令和2年度のうちにやっておかなければならないこと
- ※ 改正法の解説冊子とセミナーテキストを無料配布します。

2. コロナの最新情報

- 新型インフルエンザ特措法の改正
- 労務管理の留意点
- 学生・生徒対応の留意点
- 授業料・施設設備費の返還・減額請求への対応

3. 質疑応答



令和3年3月1日に、改正私立学校法が施行されます。昨年4月1日施行の改正法で、役員（理事・監事）の損害賠償責任に関する規律が導入されたばかりですが、今回の改正で、役員が損害賠償責任に関する規律に修正が加えられます。役員に対する法的な責任追及の防御費用や賠償金等の補償契約、役員賠償責任保険（D&O保険）に関する手続規制など、実務上重要な改正が含まれます。2月3日付けで文部科学省から通知が発出されましたが、学校法人の実務ではほとんど対応できていないのが実情です。本セミナーでは、私立学校法に精通した弁護士から、改正法について詳細に解説していただきます。さらに、2度目の緊急事態宣言、特措法改正など、コロナに関する最新情報もフォローアップします。

※本セミナーは、去る2021年3月9日に特別セミナーとして開催したものです。

申込要項

- 受講料
 会員：11,000円（税込）
 非会員：22,000円（税込）
- 2ヶ月間は何回でも視聴できます。
- 入金確認後、IDとパスワードをお申込みメールアドレス宛にお送りします。
- 振込先
 三菱UFJ銀行 麹町支店 普通預金
 口座番号 0332427
 口座名義：一般社団法人私学労務研究会

下記ご記入の上、FAXまたはメールにてお申し込みください。

講師プロフィール

小國 隆輔氏（小國法律事務所 弁護士）

同志社大学大学院法学研究科私法学専攻博士課程（前期課程）修了、同大学院司法研究科法務専攻（専門職学位課程）修了。修士（法学）、法務博士（専門職）。
 人事・労務、学校事故等、私立学校からの法律相談や紛争案件を数多く手がけている。「令和元年改正 私立学校法への対応—実務者のための解説書—」「実務者のための人事・労務書式集」「Q&A私学のための働き方改革（編著）」等、多数の著書がある。
 2018年1月、大阪市北区に小國法律事務所を開設。私立学校からの法律相談や顧問の依頼は、紹介がなくても受けている。



当研究会ホームページ(<https://www.sirouken.or.jp/>)
 あるいは右のバーコードからも、お申込み頂けます。

FAX :03-6455-5318

E-mail : info@sirouken.or.jp



法人名		貴校名	
部署名 お役職		お名前	
ご住所	〒		
TEL		FAX	
E-mail	<input type="checkbox"/> 法人会員として申込みます。（注）別途、入会手続きが必要です。 <input type="checkbox"/> 非法人会員としてセミナーのみ申込みます。		
禁止事項への同意	<input type="checkbox"/> 録画録音の禁止、並びにネット上への投稿等の禁止に同意します。（注）左記を必ずご確認の上、チェックください。		

主催
問合せ

一般社団法人
私学労務研究会（SRK）

〒102-0082 東京都千代田区一番町10-8 一番町WESTビル 5階

TEL:03-6455-5317 E-mail: info@sirouken.or.jp <https://sirouken.or.jp>

ご記入頂いた個人情報は、セミナー運営管理、お問い合わせ対応（ご本人への連絡を含む）、関連サービス・情報のご案内、メールニュース配信等に利用させていただきます。個人情報に関するお問い合わせ先 事務局 03-6455-5317